

経営・内部管理体制等

コーポレート・ガバナンスについて

「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」

当行は、「健全な経営と揺るぎない信頼の確立 法令やルールの厳格な遵守 地域の発展への貢献 反社会的勢力との対決 経営情報の公正な開示」を「倫理憲章」として定め、経営の迅速化、透明性の確保等に重点を置いたガバナンス体制を構築し、ディスクロージャーやアカウントビリティ(説明義務)等の充実に努めております。

千葉興業銀行倫理憲章

- 健全な経営と揺るぎない信頼の確立
千葉興業銀行は、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立します。
- 法令やルールの厳格な遵守
千葉興業銀行は、法令やルールの厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 地域の発展への貢献
千葉興業銀行は、地域の総合金融機関として、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域の経済・社会・文化の発展に貢献します。
- 反社会的勢力との対決
千葉興業銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
- 経営情報の公正な開示
千葉興業銀行は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図り、透明な経営を行います。

「コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」

当行は、機動的な業務執行ができる体制を目指し、平成11年6月に「執行役員制度」を導入いたしました。平成16年6月からは、執行に関する体制を効率化・強化し、執行役員制度の拡充を実施しております。

具体的には、代表取締役である頭取を頭取・CEO(最高経営責任者)、副頭取を副頭取・COO(最高執行責任者)とし、各々の職責を次のようにいたしました。

頭取・CEO ……銀行全体の経営戦略の決定、対外折衝を行い、経営全般についての最終責任を負います。

副頭取・COO ……もう一人の代表取締役として頭取を補佐するとともに、経営会議、頭取より権限を委譲された範囲において、執行に関する権限を有します。

常務取締役 ……執行役員として、常務執行役員(兼務)に就任いたします。

意思決定、執行等に係る体制

当行は、取締役会を経営の最高意思決定および監督機関とし、取締役会規程等に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を

受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会には必ず監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、当行には社外取締役はおりません。

取締役会の下部組織として、頭取・CEOを議長に、取締役、案件を担当する執行役員および本部の部長・室長を構成メンバーとする経営会議を置いており、銀行業務に係わる重要事項と経営方針・企画・全体人事など、銀行業務執行にかかわる重要事項等を審議しております。

具体的な執行に係わる企画等については、副頭取・COOと経営執行委員会(平成16年6月新設)に委ね、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。

また、弁護士や税理士等と顧問契約を締結しており、必要に応じ適宜専門家の意見を参考といたしております。

このように、十分な討議と意思疎通を図り、法令を遵守した経営の意思決定が行える体制としております。

内部監査及び監査役監査の体制

内部監査

内部監査については、監査部の検査・業務監査担当(15名)が、本部・営業店および関連会社の内部管理体制(リスク管理体制を含む)等の適切性、有効性の検証ならびに評価および問題点の改善方法の提言を行っております。

また、資産監査室(4名)が自己査定結果および償却・引当結果、自己査定基準および償却・引当基準、債務者格付、個別与信供与状況等について、正確性・適切性の検証を行っております。

監査役監査

監査役監査については、株主の委託を受けた独立の機関として、監査役(4名、常勤監査役2名・非常勤(社外)監査役2名)が次の監査業務を行っております。なお、監査役に専従のスタッフは配置していません。

- ・取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査

- ・取締役会・経営会議等重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役および行員から受領した報告内容の検証、当行の業務および財産の状況に関する調査、営業店等への往査等

社外監査役とは人的・資金的関係その他の利害関係等に係る該当事項はありません。

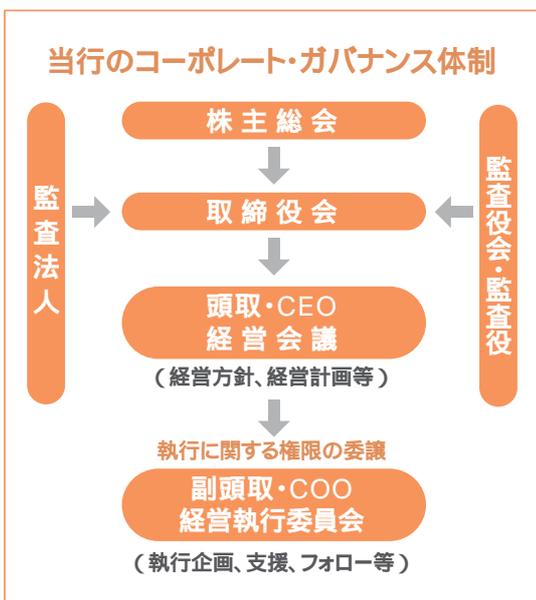
相互連携の状況

内部監査部門と監査役の連携については、毎月1回開催する検査報告会(監査部が実施する営業店検査、本部・関連会社への業務監査結果報告会)への監査役の出席による状況聴取、監査役の往査にかかる提言、要望事項への対応の監査部門による取り纏め等を行っております。また、会計監査人との連携の内容は、会計監査人の往査および監査講評への立会い、会計監査人との意見交換会の開催等であります。

役員報酬および監査報酬

当事業年度における当行の取締役および監査役に対する役員報酬、および監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

| | |
|------------------------|-------|
| 役員報酬:取締役を支払った報酬 | 49百万円 |
| 監査役を支払った報酬 | 20百万円 |
| 計 | 69百万円 |
| 監査報酬:公認会計士法第2条第1項に規定する | |
| 業務に基づく報酬 | 26百万円 |
| 上記以外の報酬 | 6百万円 |
| 計 | 32百万円 |



リスク管理体制

「リスク管理の基本方針」

当行はリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、性質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることを基本方針としております。

「信用リスク管理体制」

信用リスクを最も重要なリスクの一つであると認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には営業推進部門から独立した審査部・審査管理部において管理する体制とし、取引先の実態把握に基づく債務者格付けや自己査定を定期的を実施しております。また、取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との基本認識のもと、融資に強い人材育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーニー、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。さらに今後、データの蓄積や格付・自己査定等のIT化を進めていくことで、信用リスク管理の高度化を図ってまいります。

「市場関連リスク管理体制」

金利、株価等の変動による資産価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には市場部門(市場金融部)、事務管理部門(市場業務室)、リスク管理部門(リスク評価室)を組織的に分離するとともに、相互牽制に必要な各種管理規程を制定し、リスク管理部門において規程の遵守状況をモニタリングしております。また、市場リスクは金利ギャップやベーク・ポイント・バリュー、VAR等により計測し、有価証券等の市場取引については、ポジション限度、リスクリミット等の限度額を設定し管理しております。

一方、銀行全体の金利リスクはALM管理としALM委員会において計測されたリスク量、市場動向等の報告に基づき必要な対応策を検討しております。

「流動性リスク管理体制」

経営の安全性を確保するうえで安定的な資金繰りを維持することの重要性を十分認識し、管理の強化に努めております。具体的には、資金ポジション状況等に応じた対応策を定め、資金繰り管理部門(市場金融部)において円貨・外貨一体の資金繰り管理を行うとともに、ALM委員会において経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案し必要な対応策を検討しております。

「オペレーショナルリスク管理体制」

全ての業務に事務リスクが所在することおよび事務リスクを軽減することの重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には、事務取扱要綱等を整備するとともに、臨店事務指導や各種研修の実施、定期的に放映されるビデオニュース内での基本事務確認等により行員の事務水準およびモラルの向上に努めております。また、人為的なミス、不正を排除し、かつ能率的に事務を処理するために、事務プロセスの改善、機械化、集中化に取り組んでおります。

当行は、平成16年10月より基幹システムをNTTデータ地銀共同センター(以下、「共同センター」といいます)に移行し、運用を開始しております。これにより当行のシステムリスク管理のうえで重要課題であった大規模災害による本店地域被災等に対し、バックアップセンターの確保・回線の二重化が図れ、大幅にリスクを軽減することができました。

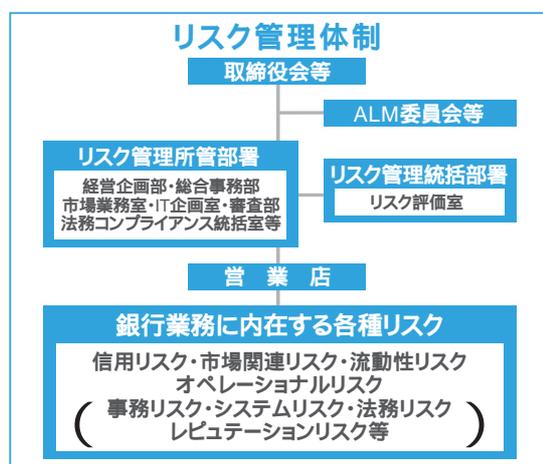
移行後のシステムリスク管理体制について、共同センターでは「地銀共同システムの情報セキュリティポリシー」に基づき管理体制を整備しており、共同センターにて実施する内部監査および外部監査の結果について当行が確認し、必要に応じて当行自体が共同センターの監査を実施する体制としております。

また、その他コンピュータシステムやネットワークシステム等についても故障、災害、誤処理、不正使用等が経営に与える影響の重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的にはセキュリティポリシーを策定し、それに沿った管理体制を構築しており、さらに外部監査の導入により体制整備に取り組んでおります。

「統合リスク管理体制」

横断的なリスクのモニタリングを行う部署としてリスク評価室を設置し、各種リスクおよびリスク管理体制のモニタリングを行っております。

当行のリスク管理体制は下図のとおりです。



「事業等のリスク」

当行及び当行グループの事業等に関するリスク要因となりうる主な事項は以下のとおりであります。前述の管理体制のもと、リスクの所在、規模、性質に応じた適切なリスク管理に努めております。

一主として財務面に係るリスク

不良債権処理等に係るリスク

景気低迷、取引先の業態悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

保有資産等に係るリスク(市場リスク)

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価損・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

一事業戦略や業務運営に係るリスク (事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク)

業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことのない新たなリスクに直面する可能性があります。

重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

個人情報等の漏洩

多くのお客さまのお取引を通じて多量の個人情報を保有しており、コンピュータシステムへの外部からの不正侵入や事故により、個人情報外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

一金融業界を取り巻く諸環境の変化に係るリスク

法律、会計制度や規制の改正

法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って実務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

金融業界の競争激化

規制緩和等により他業態から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模地震等の災害等が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

風説、風評の発生

銀行業は預金者等お客さまからの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

コンプライアンス(法令遵守)体制

「コンプライアンス体制」の確立は当行の戦略施策である「攻めの経営」の徹底に並行して取り組むべき重要な課題であります。

当行ではかねてよりコンプライアンスを経営の重要な柱として位置づけ、単なる法令の遵守に止まらず、広く社会的ルールや倫理も含む概念として捉えて、「千葉興業銀行倫理憲章」に織り込み、その体制の充実を図ってまいりました。

「金融商品販売法等への対応」

当行では、「金融商品勧誘方針」を制定し、全営業所にポスターを掲示しております。さらには「金融取引勧誘規程」「金融取引勧誘要領」を制定し、行員の教育・指導を継続して行うなど、当行の経営理念の一つである「お客さまのために」の具体的な実現を図っております。

金融商品勧誘方針

当行は、次の5項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客さまの知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧め致します。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分ご理解いただけるよう、説明に努めます。
3. 断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
5. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や行内ルールの整備などに努めます。

本勧誘方針は、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して準用致します。

「個人情報保護法への対応」

保有する個人情報を適切に保護することは、企業としての社会的責任であり、また個人情報を適切に利用することは企業の競争力の源泉と言えます。特に、金融サービスを提供する金融機関にとって、個人情報の適切な保護と利用は極めて重要であると認識しております。

平成17年4月1日から、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が全面施行され、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等により、銀行が個人情報を取扱うにあたって講ずべき安全管理措置等が示され

ました。全国銀行協会では、関連法令等を遵守しつつ、個人情報の適切な保護と利用を図ることを目的として「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」を制定しておりますが、当行におきましても、これらの一連の流れを踏まえ、情報管理体制の強化を図ってまいりました。

副頭取・COOを情報管理の最高責任者とするともに、情報管理全般に係る企画、立案および推進を統括する専門組織として法務・コンプライアンス統括室に情報管理担当を設置し、あわせて組織横断的な審議・調整を行うため情報管理委員会を設置いたしました。また、保有個人データ開示請求への対応等についても規程を整備するなど、的確な対応ができる体制を整備いたしました。

「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」等をホームページ上に公表しておりますが、今後とも、当行ならびに当行の連結子会社が各種業務を行うにあたっては、個人情報保護法をはじめとする関係法令等に加えて、プライバシーポリシーをはじめとする諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

お客さまの個人情報保護に関する プライバシーポリシー

株式会社千葉興業銀行(以下、「当行」といいます)は、当行ならびに当行の有価証券報告書等に記載する連結子会社(以下、「当行グループ」といいます)の個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、下記の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます)を制定し、公表いたします。

取組方針

当行グループは、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行グループが各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする当行グループの諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

適正取得

当行グループは、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

利用目的

当行グループは、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲において取扱うこととし、その範囲を超えて取扱いいたしません。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いいたしません。

当行グループにおけるお客さまの個人情報の利用目的は、当行グループ各社のホームページ等に揭示しております。

第三者提供の制限

当行グループは、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を提供することがあります。

機微(センシティブ)情報の取扱い

当行グループは、お客さまの機微情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供いたしません。

安全管理措置

当行グループは、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。

また、お客さまの個人情報を取扱う従業者や委託先について、適切に監督してまいります。

継続的改善

当行グループは、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

開示等のご請求手続

当行グループは、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

ご意見・ご要望のお申し出

当行グループの個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

利用目的および共同利用について

当行グループにおける利用目的および共同利用につきましては、当行ホームページ(<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>)をご参照ください。

お問い合わせ先について

お取引のある当行本支店または下記の電話番号までお問い合わせください。

電話番号 043-243-2111(大代表)

受付時間 月曜日～金曜日の9:00～17:00

ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

当行の個人株主さまにつきましては、「株主さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」をご参照ください。

認定個人情報保護団体

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行よろず相談所)では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.zenginkyo.or.jp/pdpc>

苦情・相談窓口 電話 03-5222-1700
またはお近くの銀行よろず相談所

偽造・盗難キャッシュカードなどへの対応

近年、偽造・盗難キャッシュカード犯罪によるATMでの不正引出被害が全国的に増加し社会問題化しておりますが、当行では、お客さまに大切なご預金を安心してお預け入れいただけますよう、さまざまな対策を講じてまいりました。

偽造・盗難キャッシュカード対策実施状況

(平成17年7月現在)

| 実施項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| ATMでの暗証番号変更 | 店頭営業時間以外でもATMで暗証番号の変更を可能としています。 |
| ATMでのご利用限度額の個別設定 | ご利用限度額の個別設定により、偽造・盗難時の被害拡大を防止します。通常限度額は現金支払い300万円、振込・振替其々1,000万円となっておりますが、1日あたりの各口座ごとの総利用限度額設定(減額設定)がATM操作で可能となり、当サービスをご利用し易くなりました。ATMでの各口座ごとの月間累計利用限度額設定も可能です。 |
| ATM覗き見防止用後方確認ミラー設置 | 後方確認ミラー設置により、後方からの不審者による覗き見をチェックすることが可能となります。 |
| ATM操作画面への遮光フィルム装着 | ATMの操作画面に遮光フィルムを装着することで、不審者によるATM操作画面の覗き見を防止します。 |

今後とも安全に当行をご利用いただけますよう、偽造・盗難キャッシュカード対策を含めて、各種金融犯罪からお客さまのご預金をお守りするべく、対応を進めてまいります。

【ご注意ください】

キャッシュカード等の保管

キャッシュカード、通帳、お届印、個人情報の記載がある公的証明書(健康保険証、運転免許証等)は別々に保管されますようお願いいたします。

万一、キャッシュカード、通帳、印鑑のいずれか一つでも紛失された場合には、直ちにご連絡ください。

平日、9:00～17:00はお取引の営業店にご連絡ください。

上記以外の時間は

ATMサービスセンター:03-5617-6783

暗証番号について

キャッシュカードの暗証番号は、生年月日や電話番号、また連続した数字などを避け、推測されにくい番号の方が安全です。暗証番号は他の人に知られないよう厳重に管理いただきますようお願いいたします。

ATMをご利用の際は、周囲に注意して背後から覗き見されないようお気をつけください。

振り込み詐欺等

「振り込み詐欺」や架空請求、ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求等があった場合には、安易に振込を行わないようご注意ください。また、請求書に記載されている電話番号に不用意に問い合わせをした場合、相手に電話番号を知られる場合もあり、相手から請求についての電話が何度もかかってくることもありますので、ご注意ください。不審に思われるような場合には、最寄り警察、財務局、都道府県の相談窓口などにご相談ください。

親会社等に関する事項

「親会社等の商号等」

(平成17年3月31日現在)

| 親会社等 | 属性 | 親会社等の議決権所有割合(%) | 親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等 |
|--------------------|-------------------------------|-----------------|--|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社 | 20.8% | 株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 |
| 株式会社みずほホールディングス | 上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社 | 18.9% | なし |

「親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由」

| 上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称 | その理由 |
|---------------------------------|---|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほホールディングスの100%親会社であります。 |

「親会社等の企業グループにおける当行の位置付け、その他上場会社と親会社等との関係」

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であります。同グループは、平成17年3月末現在で議決権数105,117個(議決権所有割合:20.8%)を所有しております。

当行は同グループより、営業推進、業務管理、各種新商品・サービスの開発などに関する各種ノウハウを吸収し、当行の業務に反映させることで、他の地域金融機関に一步先んじた戦略施策を展開し、地域のお客さまのニーズにお応えしております。また、みずほコーポレート銀行からの出向者が当行本部の主要部署に在籍しております。

当行の経営方針や経営戦略およびこれらに基づく各種施策等については、一定のルールに則り同グループに対し報告を行っておりますが、これら経営方針・戦略施策等の企画・立案から機関決定にいたるまで、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。

配当政策について

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

(優先株式の配当)

平成17年3月期の優先株式の配当につきましては、所定の配当をいたします。

(普通株式の配当)

平成17年3月期の普通株式の配当につきましては、内部留保が未だ薄くさらなる充実を図ることが必要であることから、見送らせていただくことといたしました。

普通株式の株主の皆さまには永年にわたりご迷惑をお掛けしておりますことに対し、深くお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。